

## 福井県庁環境マネジメントシステム管理要綱

### (基本理念)

第1条 福井県庁環境マネジメントシステムの基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 美しい緑と清らかな水に恵まれたふるさと福井の環境は、郷土の人々が長い年月にわたって大切に守り育ててきたものであり、将来の世代へ引き継ぐべき貴重な財産である。
- (2) しかしながら、資源とエネルギーの大量消費に支えられた今日の私たちの生活や事業活動は、廃棄物の増大や化学物質による環境汚染を引き起こすとともに、地球温暖化やオゾン層破壊など地球全体の環境に大きな影響を及ぼすようになっている。
- (3) 恵み豊かな地域、さらには生きるものすべての生存の基盤である地球の環境を守っていくことは、現在の私たちに課せられた重大な責務であり、事業活動における環境への負荷低減を図り、循環と共生を基調に環境と調和した郷土づくりを目指した活動を行っていくこととする。

### (基本方針)

第2条 基本理念を実現するための基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 基本理念を念頭に、県自らの環境負荷の低減に努めるため、福井県環境基本計画の推進主体として、環境マネジメントシステムを構築し、環境に配慮した事業展開や徹底した省エネルギーを志向する庁舎管理を行い、地球にやさしい福井を目指すこととする。
- (2) また、政策推進マネジメントシステムや公共事業環境配慮ガイドラインと一体となって、行政として環境の保全と創造に関する施策を着実に推進し、ふるさと福井の環境を将来の世代へ引き継ぐため、「資源の循環」、「地球環境の保全」および「環境意識の醸成」への取組みを率先して実行することとする。
- (3) このため、事務事業の推進の場となるオフィスの管理においても、目的および目標を定め、その実現を図り、定期的に見直すことにより、継続的な改善を目指すこととする。また、環境関連法令、協定およびその他の合意事項を遵守するとともに、環境汚染の未然防止を図るものとする。

### (目的)

第3条 この要綱は、基本理念の実現を図るため、基本方針に基づき、福井県（以下「県」という。）の組織において、県が実施・運用する環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）に関して必要な事項を定め、地球温暖化の防止、その他の環境配慮および環境保全に関する職員の活動を促進することを目的とする。

(システムの適用範囲)

第4条 システムは、別表第1に掲げる組織におけるエコオフィス活動（執務等に係る省エネルギー、省資源、リサイクル活動、イベントの開催における環境配慮および法的要求事項等の調査をいう。以下同じ。）に適用する。

(システムの運用方法)

第5条 システムは、エコオフィス活動に関する分析、計画、実施、評価および見直しの循環により運用するものとする。

(環境管理責任者の設置)

第6条 県は、システムの運営管理を円滑かつ確実にを行うため、環境管理責任者を置くものとする。

2 環境管理責任者は、安全環境部長をもって充てる。

3 環境管理責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) システムの運用に関する要綱等の制定および改廃に関すること
- (2) 環境目的および全庁共通の目標設定に関すること
- (3) システムの運用状況の取りまとめおよび評価ならびに知事への報告に関すること
- (4) システムの見直しに関すること
- (5) 研修の実施に関すること
- (6) 環境監査に関すること
- (7) 審査委員会に関すること
- (8) その他システムの運営管理に関すること

(環境管理委員会)

第7条 環境管理委員会（以下「委員会」という。）は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成するものとする。

2 委員会に委員長および副委員長を置き、委員長に安全環境部長、副委員長に安全環境部企画幹をもって充てる。

3 委員会の運営は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、必要に応じ、委員長が召集し、議長となって議事を整理する。
- (2) 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。
- (3) 委員長は、事務局に指示して、開催記録を作成する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員会は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 環境目的および目標に関すること
- (2) システムの確立および見直しに関すること

- (3) 目標の達成状況に関すること
- (4) その他システムに関し必要なこと
- 5 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(環境管理者の設置)

第8条 県は、部局等における取組みを推進するため、環境管理者を置くものとする。

- 2 環境管理者は、別表第3に定める職にある者をもって充てる。
- 3 環境管理者の職務は、次のとおりとする。
  - (1) 部局等における取組みの実施状況に関すること
  - (2) 部局等における改善措置等の実施に関すること
  - (3) 部局等における研修の実施に関すること
  - (4) その他部局等における取組みの推進に関すること

(庁舎環境推進責任者の設置)

第9条 県は、庁舎における取組みを推進するため、庁舎環境推進責任者を置くものとする。

- 2 庁舎環境推進責任者は、別表第4の庁舎ごとに、それぞれ庁舎環境推進責任者の欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 庁舎環境推進責任者の職務は、次のとおりとする。
  - (1) 庁舎における取組みの目標に関すること
  - (2) 庁舎における取組みの実施状況の点検に関すること
  - (3) 庁舎における取組みの改善措置等に関すること
  - (4) その他庁舎における取組みの推進に関すること
- 4 庁舎環境推進責任者は、事務等の用に供する建物およびその敷地の使用を許可されたものに対し、必要に応じてその運用に協力するよう要請するものとする。

(環境づくり推進責任者の設置)

第10条 県は、所属における取組みを推進するため、所属に環境づくり推進責任者を置くものとする。

- 2 環境づくり推進責任者は、別表第5の所属ごとに、それぞれ環境づくり推進責任者の欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 環境づくり推進責任者の職務は、次のとおりとする。
  - (1) 所属における取組みの推進に関すること
  - (2) 所属における取組みの実施状況の点検、改善措置の実施および取組みの結果の報告に関すること
  - (3) 所属における研修の実施に関すること

(環境づくり推進員の設置)

第11条 県は、所属に環境づくり推進員を置くものとする。

2 環境づくり推進員は、別表第5の所属ごとに、それぞれ環境づくり推進員の欄に掲げる職にあるものを充て、環境づくり推進責任者を補佐するものとする。

(環境監査の実施)

第12条 県は、システム運営状況の自主的な点検のため、別に定めるところにより、環境監査を実施するものとする。

(審査委員会の設置)

第13条 県は、システムの管理および効率的な見直しを図るため、別に定めるところにより、審査委員会を置くものとする。

(環境教育の実施)

第14条 県は、基本方針の徹底およびシステムの円滑な運用を図るために、職員に対し、環境教育を実施するものとする。

(運用状況の公表)

第15条 県は、年1回、システムの運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(事務局)

第16条 県は、システムの円滑な運用を図るため、事務局を安全環境部環境政策課に置くものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、環境マネジメントシステムの運用管理に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年11月21日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成19年 5月 8日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成19年 5月17日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成23年 5月17日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年 7月 1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

## 別表第1（第4条関係）

### システムの適用範囲

- 1 本庁（福井県行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第2章に規定する本庁および第3章に規定する出先機関）
- 2 福井県教育委員会行政組織規則（昭和46年福井県教育委員会規則第5号）第2章に規定する本庁、出先機関、県立学校および県立学校以外の教育機関
- 3 福井県議会事務局
- 4 福井県監査委員事務局
- 5 福井県人事委員会事務局
- 6 福井県労働委員会事務局
- 7 福井県選挙管理委員会事務局
- 8 福井地区漁業調整委員会事務局
- 9 福井県内水面漁場管理委員会事務局

## 別表第2（第7条関係）

### 環境管理委員会委員

安全環境部長  
安全環境部企画幹（部の事務を総括する企画幹に限る。）  
総務部企画幹（部の事務を総括する企画幹に限る。）  
総合政策部企画幹（部の事務を総括する企画幹に限る。）  
健康福祉部企画幹（部の事務を総括する企画幹に限る。）  
産業労働部企画幹（部の事務を総括する企画幹に限る。）  
観光営業部企画幹（部の事務を総括する企画幹に限る。）  
農林水産部企画幹（部の事務を総括する企画幹に限る。）  
土木部企画幹（部の事務を総括する企画幹に限る。）  
嶺南振興局次長  
議会事務局次長  
会計局長  
教育庁企画幹（教育庁の事務を総括する企画幹に限る。）  
監査委員事務局次長  
人事委員会事務局次長  
労働委員会事務局次長  
国体推進局企画幹

別表第3（第8条関係）

**環境管理者**

議会事務局長  
福井県の部制に関する条例（昭和28年福井県条例第1号）に規定する部の長  
嶺南振興局長  
会計管理者  
教育長  
監査委員事務局長  
人事委員会事務局長  
労働委員会事務局長  
国体推進局長